

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

1. 提出期限 令和7年1月31日(金曜日)

※期限厳守！！期限を過ぎると6月当初の課税に間に合いません。

2. 提出先

給与受給者が令和7年1月1日現在に居住する市区町村

(令和6年中に退職した方は、退職日現在に居住する市区町村)

※金額の多少にかかわらず、提出してください。

※個人事業主が事業専従者に支払う給与についても、提出してください。

※該当者がいない場合は、提出する必要はありません。



■香美町への提出先は

香美町役場税務課 もしくは 各地域局地域総務係
＜郵送の場合＞

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1
香美町役場税務課 個人住民税担当あて

■電子申告(eLTax)による提出について

地方税の電子申告システム「eLTAX」による提出を受け付けています。

自宅やオフィスに居ながら手続きができますので、給与支払報告書を郵送や役場窓口に出向くことなく提出することができます(電子データで提出いただいた場合、同内容を紙媒体で再度郵送していただく必要はありません)。

詳細はエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

3. 提出する書類 (必ず左上に「7」と記載のある様式をご使用ください。)

①給与支払報告書(総括表)・・・ 1事業所につき1枚提出してください。

②給与支払報告書(個人別明細書)・・・ 従業員1人につき1枚提出してください。

※令和5年度(令和4年分)から、正本1枚のみの提出に変更となっています。

③普通徴収切替理由書(兼仕切紙)・・・1枚

※普通徴収該当者がいる場合のみ

※「源泉徴収票(税務署提出用)」は、役場に提出しないようにしてください。

4. 兵庫県と県内すべての市町は、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の住所地の市町へ納めていただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として個人住民税を納入することが法律で義務づけられています(特別徴収義務者に指定されます)ので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。

※普通徴収(個人納付)の対象は、下記の理由に該当する場合に限られます。

《普通徴収(従業員が自分で納付)の対象は、下記のa～dのいずれかに該当する方のみ》

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
(例:前年中の給与支払額が100万円以下の方)
- c 給与の支払いが不定期な方(毎月支給されていない等)
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)

※アルバイト、パートだからという理由で必ず普通徴収になるというものではありません。

※事業主や従業員の希望で、特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。

5. 給与支払報告書 提出時の綴り方(ホチキス止め厳禁)

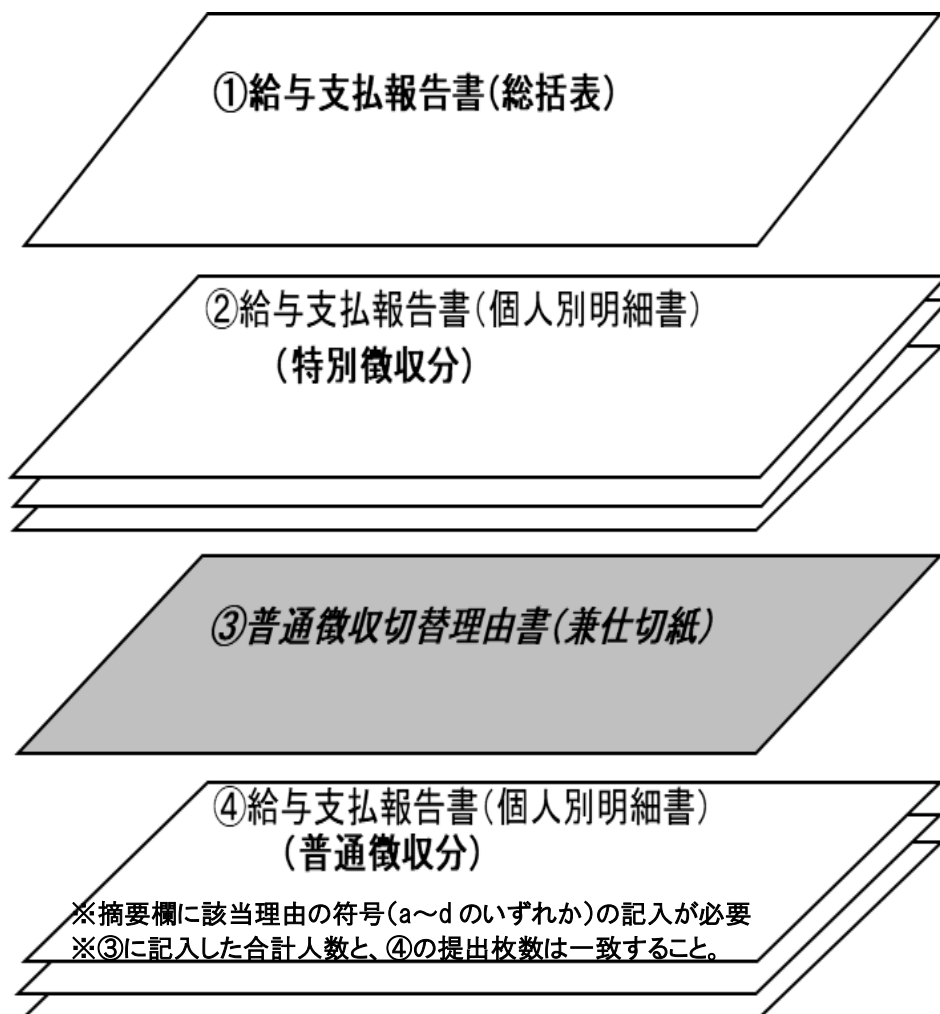
※提出にあたっては、下記の順に揃えた上で、提出をお願いします。

(1)バラバラにならないよう、クリップや輪ゴムでしっかりと結束してください。

(2)ホチキス止めはしないでください。

(3)住民税を普通徴収(給与から天引きせず、従業員が自分で納付)する対象者がいる場合は、「③普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」の提出が必要です。資料最後のページを切り取って使用してください。

【提出時の綴り方】



6. 普通徴収対象者がいる場合

※下記、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出が必要です。

※理由書には、該当理由ごとに内訳人数を記入してください。

※普通徴収対象者の個人別明細書の摘要欄に、該当理由の符号(a～dのいずれか)を必ず記入してください。

※内訳人数や切替理由の符号の記入がない場合は、理由が確認できないため普通徴収は認められません。

【普通徴収切替理由書(兼仕切紙)】

普通徴収切替理由書 (兼 仕 切 紙)			
香美町長あて		指定番号	
		事業所名	
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と、切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。			
符号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数	
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者		人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方 (例:前年中の給与支払額が100万円以下の方)		人
c	給与の支払が不定期な方(毎月支給されていない等)		人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)		人
普通徴収 合計人数			人

【給与支払報告書(個人別明細書)】

※										※ 種 別		※ 整 理 番 号		※			
⑦ (個人別明細書) 給与支払報告書	※区分												(受給者番号)				
	住所												(個人番号)				
													(役職名)				
													氏名 (フリガナ)				
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額									
給 与 ・ 賞 与		内 千 円		千 円		千 円		千 円		内 千 円		千 円		円			
(摘要)																	
a 令和7年3月31日退職予定																	
未成年者 外国人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生														中途就・退職		受給者生年月日	
就職 退職 年 月 日														元号		年 月 日	

※「乙欄」適用又は「退職年月日」の記入があれば、符号の記入は不要です。

※エルタックスで提出の際も、「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に符号の記入をお願いします。

※「令和7年1月1日現在の住所」「氏名」「マイナンバー(個人番号)」「フリガナ」「生年月日」は、必ず記入してください。
※マイナンバーの記入漏れがないようご注意ください。

[illegible]

- (1) 令和7年1月1日現在で香美町に住所を有し、令和6年中に給与等を支払ったすべての従業員(パート・アルバイト・役員等を含む)について作成してください。
- (2) 生命保険料控除がある場合は、各保険料の支払額も必ず記入してください。

- (3) (源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族
- ① 氏名、フリガナ、マイナンバー(個人番号)を記入してください。
 - ② (源泉・特別)控除対象配偶者の適用を受けた方は、「配偶者(特別)控除の額」と「配偶者の合計所得」欄に金額を記入してください。
- (4) 摘要欄(令和6年分は、**定額減税についての記載が必要**)
- ① 定額減税額に関する記載事項として、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額を記載してください。また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合は、その旨を記載してください。
 - ② 特別徴収ができない方の場合は、普通徴収該当理由の**符号(a～d)を必ず記入してください(※併せて普通徴収切替理由書に人数の記入が必要です)**。
 - ③ 前職分の加算額がある場合は、前職の事業所名・所在地・退職年月日・支払額・源泉徴収税額・社会保険料等を記入してください。
 - ④ 年末調整を行っていない場合は「**年調未済**」と記入してください。
 - ⑤ **扶養親族で香美町外に住所地がある方については、氏名と住所地を記入してください。**
 - ⑥ 5人目以降の扶養親族がいる場合は、摘要欄に氏名(16歳未満の場合は、氏名の後に(年少)と記載)を記入し、対象者のマイナンバーを「5人目以降の扶養親族の個人番号」欄に記入してください。
 - ⑦ 租税条約に基づいて課税の免除を受けている方はその旨と**国名**を記入してください。
- (5) 「ひとり親」欄と「寡婦」欄
- ① 婚姻歴や性別にかかわらず、所得500万円以下で、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する单身の方は「ひとり親」欄をご記入ください。
 - ② 摘要欄に、「死別」「離別」「行方不明」の別を記入してください。
- (6) 住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、**【住宅借入金等特別控除の額の内訳】**欄に、「**住宅借入金等特別控除可能額**」及び「**居住開始年月日**」等を記入してください。

8. その他

- (1) 計算誤りや未記入が多い場合は、一度返却させていただきます。
- (2) 提出済みの給与支払報告書に訂正や追加があり再提出する場合は、総括表の上欄「**1 追加 2. 訂正**」のいずれかを○で囲み、個人別明細書と一緒に提出してください。
- (3) 異動が生じた(特別徴収対象者の退職、休職、死亡等)場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください(未徴収税額がある場合は、原則、一括徴収が義務づけられています)。

【お問い合わせ先】

〒669-6592

香美町香住区香住 870 番地の1

香美町役場税務課課税係

TEL:0796-36-1113(課直通)

FAX:0796-36-3809